

岩見沢市における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）附則（令和 4 年 5 月 27 日法律第 56 号）第 11 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 6 年 5 月 20 日

岩見沢市長 松 野 哲

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
 - (1) 西川町
 - (2) 栗部
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 6 年 5 月 15 日（持ち回り開催）
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
 - (1) 西川町 38 経営体（個人 30 経営体、法人 8 経営体）
 - (2) 栗部 10 経営体（個人 8 経営体、法人 2 経営体）
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 主な変更内容
当該区域における今後の地域の中心となる経営体の増加
 - (1) 西川町
 - ①変更前 38 経営体（個人 30 経営体、法人 8 経営体）
 - ②変更後 39 経営体（個人 31 経営体、法人 8 経営体）
 - (2) 栗部
 - ①変更前 10 経営体（個人 8 経営体、法人 2 経営体）
 - ②変更後 11 経営体（個人 9 経営体、法人 2 経営体）